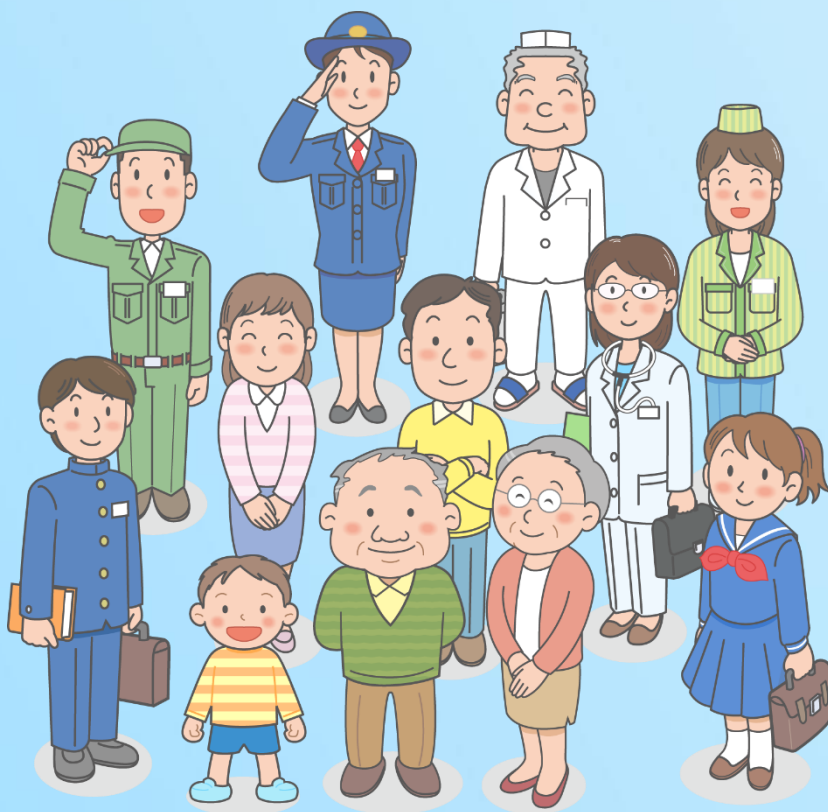


概要版

第1期 山元町地域福祉計画

【令和6年度～令和10年度】



令和6年3月

山元町



計画の策定に当たって

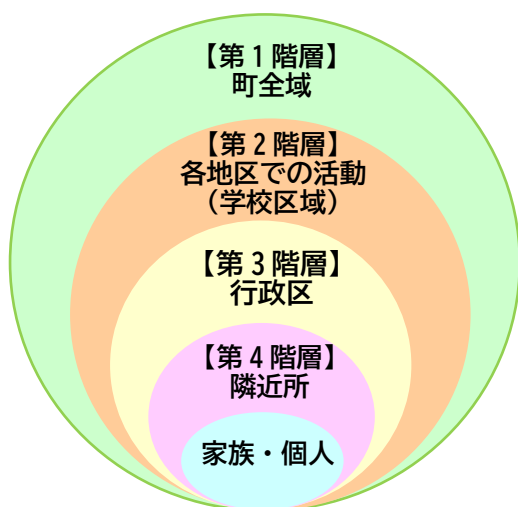
計画策定の意義

本町では、地域福祉調査の結果をもとに、各分野別の計画に共通する地域生活課題を庁内で検討し、今後の人口減少社会と単身化が進む地域社会の変化に対応していくため、新たに「第1期山元町地域福祉計画」を策定します。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、山元町の地域福祉推進の理念や方針を明確に示すための計画です。いわば、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるための「福祉の総合計画」と位置付けられます。

また、本町の地域福祉の推進にあたっては、制度・分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、地域や一人ひとりの人生の多様性や権利が守られるために、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、多様な社会参加や地域づくりを福祉に限らず多様な主体が参加して構築していくことを具現化する計画を策定します。

地域福祉について

○「地域」とは：地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進します。



○町全域【第1階層】

・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、町全体の取組の推進を図る圏域。

○各地区(学校区域)を拠点とした圏域【第2階層】

・学区を基本として複数の行政区から構成される圏域。地域拠点での交流を通じて、コミュニティ活動の推進や福祉施策、防災面において具体的な活動を行う圏域。

○行政区の圏域【第3階層・第4階層】

・日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行い、身近な助け合いを行う圏域。
・普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。

○家族・個人

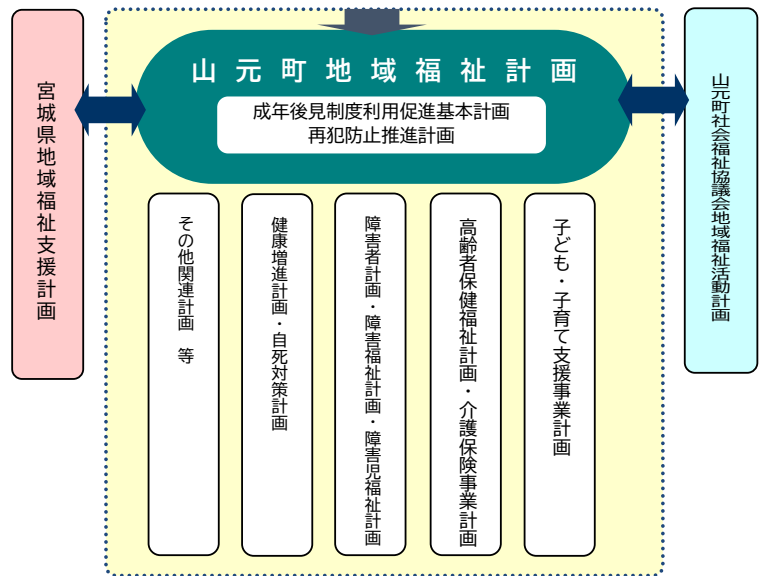
・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日頃の備えなど。

○「協働」の構築：町民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・町という異なる組織がお互いの立場や組織の目標を尊重しながら、地域の課題解決という目的・目標に向けて、町民の主体的な取組や各地域での自主的な活動に、共に協力して行動することを「協働」と位置付けます。

第6次山元町総合計画

計画の位置付け

- ・「第6次山元町総合計画」を上位計画とする福祉の総合計画として位置付けます。
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含する計画です。
- ・宮城県地域福祉支援計画との整合を図るほか、第2期山元町地域福祉活動計画（山元町社会福祉協議会）と相互に連携を図りながら取り組みます。



計画の期間

- ・本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

地域福祉を取り巻く現状

1. 地域で活躍できる体制づくり

- ・障害や病気を持っていても活躍ができるよう、地域の多様な主体と共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現が求められており、支え合いながら自分らしく活躍できるような体制づくりが必要となっています。

2. 単身化・孤立化の進行と仲間づくり・地域づくりの必要性

- ・単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加により、見守りや安否確認、困りごとを家族に相談できないという方の増加が予測されており、日常生活圏域での支え合い（互助や共助）による日常生活の課題に応える仕組みづくりが課題になっています。また、生活の利便性の向上に向けて、関係する福祉サービスの情報提供や生活支援サービスの利活用の推進などへの取組も検討課題となっています。

3. 複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加と総合的な相談支援機能の必要性

- ・生活様式や価値観が多様化する中で、従来の縦割りの福祉サービスでは対応が難しい複合的な問題を抱える世帯が増加してきており、総合的な相談や支援をしていくための体制づくりが必要となっています。
- ・近所や地域の気になる方として、ひきこもりや閉じこもりの方・経済的に生活に困っている方・近隣とのトラブルを内在している方・地域との関わりを拒否する方などもおり、早期把握・早期対応に向け地域と協働する包括的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

計画の体系

基本理念：愛と誇りを育み、つながり・ともに支え合う共生のまちづくり

【基本目標】

【基本施策】

【基本目標1】
つながりを感じる
孤立のない
地域づくり

施策1 共生マインドの向上と支え合うための学習機会づくり
施策2 生きがいと地域参加を両立する多様な活躍の場づくり
施策3 地域のつながりや仲間づくり・居場所づくり

【基本目標2】
安心感を高める
支え合いの
仕組みづくり

施策4 社会とつながる学ぶ場・働く場づくり
施策5 生活支援の活動づくり・仕組みづくり
施策6 災害時における支え合いの仕組みづくり

【基本目標3】
複雑化する
生活課題を
協働で解決する
体制づくり

施策7 包括的な相談支援体制の構築
施策8 多機関協働に向けたネットワークの構築
施策9 権利擁護の推進に向けた成年後見制度の仕組みづくり

【基本目標4】
多様な主体が
協働する
創造的な地域の
基盤づくり

施策10 社会福祉協議会の基盤強化と協働による地域福祉計画の推進
施策11 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進
施策12 共生社会づくりに向けた庁内連携の強化と体制づくり

計画の具体的な取組

基本目標 1 つながりを感じる孤立のない地域づくり

介護予防活動や健康づくり活動等をきっかけに、属性や世代を問わず気軽に集い・交流することができる地区の活動づくりや居場所づくりを進め、世代を超えたつながりや仲間づくりが形成されるよう企画・運営を行います。

基本施策 1 共生マインドの向上と支え合うための学習機会づくり

- ①地域福祉計画をもとにした啓発・広報
- ②福祉学習を通じた主体形成
- ③ボランティア機会の拡充と福祉学習

<認知症サポーター養成講座>



基本施策 2 生きがいと地域参加を両立する多様な活躍の場づくり

- ①生きがいづくりから地域活動への発展支援
- ②地域活動の情報発信・担い手育成
- ③民生委員・児童委員の活動支援

<地域運動教室交流会>



基本施策 3 地域のつながりづくりや仲間づくり・居場所づくり

- ①通いの場等の活動支援
- ②地域子育て支援拠点事業等の推進
- ③地域で子育てを支える支援の強化
- ④子どもの居場所づくりの充実
- ⑤障害者団体への活動支援
- ⑥町民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進

<おむすびころりん（みんなの食堂）>



基本目標 2 安心感を高める支え合いの仕組みづくり

地域での関係を顔の見える関係にしていくことが、地域の暮らしの持続可能性を高めることにつながります。また、災害時の助け合いなど、具体的な支え合いを必要とする地域住民に必要な支援を届けられることができるよう、様々な分野と連携して支援する仕組みづくりを進めます。

基本施策 4 社会とつながる学ぶ場・働く場づくり

- ①多様な学ぶ場・働く場づくり
- ②「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信
- ③多様な機会の創出
- ④就労支援を通じた地域づくり



基本施策 5 生活支援の活動づくり・仕組みづくり

- ①生活支援活動を行う関係団体の組織化
- ②支え合いの活動強化・有償の仕組みづくり
- ③人材の確保、人材育成、研修プログラムの検討
- ④福祉アクセシビリティの向上に向けた取組支援
- ⑤増加する単身者への生活支援サービスの充実強化

<輪互（りんご）の会～地域互助活動>



基本施策 6 災害時における支え合いの仕組みづくり

- ①防災意識の向上
- ②災害時の避難支援、要配慮者対策の推進
- ③地域防災計画の運用を通じた地域の支え合いの仕組みの強化
- ④災害時に活動できる人材の育成
- ⑤災害時の福祉避難所の円滑な運営体制の整備
- ⑥防犯・消費者被害対策の推進



基本目標3 複雑化する生活課題を協働で解決する体制づくり

みんなが身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

基本施策7 包括的な相談支援体制の構築

- ①身近な生活圏域での相談窓口の明確化と周知の強化
- ②「断らない相談支援」に向けた多機関協働の規範形成
- ③制度の狭間にある対象者への伴走型支援の仕組みづくり
- ④地域と連携した潜在的なニーズの把握の仕組みづくり
- ⑤早期発見・早期介入の仕組みづくり
- ⑥人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置

<なじよすっぺ会>



基本施策8 多機関協働に向けたネットワークの構築

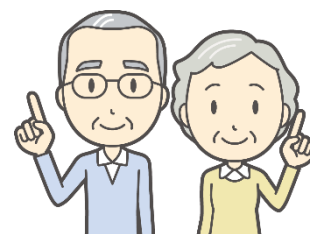
- ①保健・医療・福祉の連携
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③障害者地域（自立支援）協議会の機能強化
- ④不登校児童生徒への対応やいじめ問題等への対応
- ⑤生活困窮者への支援の強化
- ⑥再犯防止への取組（再犯防止推進計画）

<社会を明るくする運動>



基本施策9 権利擁護の推進に向けた成年後見制度の仕組みづくり（成年後見制度利用促進計画）

- ①権利擁護に関する制度の周知と利用促進
- ②支援体制の充実
- ③意思決定支援の充実
- ④一人暮らし町民の終末期の看取り、死後対応への支援事業
- ⑤人権相談・人権教育の推進
- ⑥虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応
- ⑦高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化



基本目標 4 多様な主体が協働する創造的な地域の基盤づくり

共生のまちづくりに向けて、地域福祉推進を軸に、多様な組織、多様な資源が協働し、創造的かつ本町の強みを生かした革新的な協働を構築します。

基本施策 10 社会福祉協議会の基盤強化と協働による地域福祉計画の推進

- ①社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤の強化
- ②地域福祉推進の中核的組織として社会福祉協議会の活動支援
- ③地域福祉活動計画との一体的な運用と推進

＜生活支援体制整備事業＞



基本施策 11 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進

- ①福祉法人の連携体制の推進と顔の見える関係づくり
- ②福祉法人の専門職と住民が協働できる環境の整備
- ③専門職人材の確保や定着に向けた取組の推進
- ④災害発生時における町内社会福祉法人と地域との連携の検討

基本施策 12 共生社会づくりに向けた庁内連携の強化と体制づくり

- ①本計画の推進を通じた重層的支援体制整備事業への取組拡充
- ②行政職員の地域福祉マネジメント力の向上
- ③地域福祉計画の方向性や取組の情報発信



第 1 期 山元町地域福祉計画【概要版】



発行：令和6年3月

発行者：山元町 保健福祉課

〒989-2292

宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

TEL：0223-37-1113 FAX：0223-37-4144